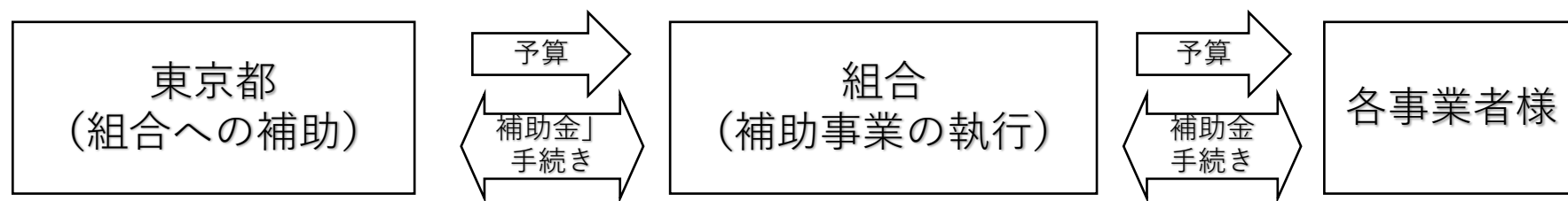


【概要】

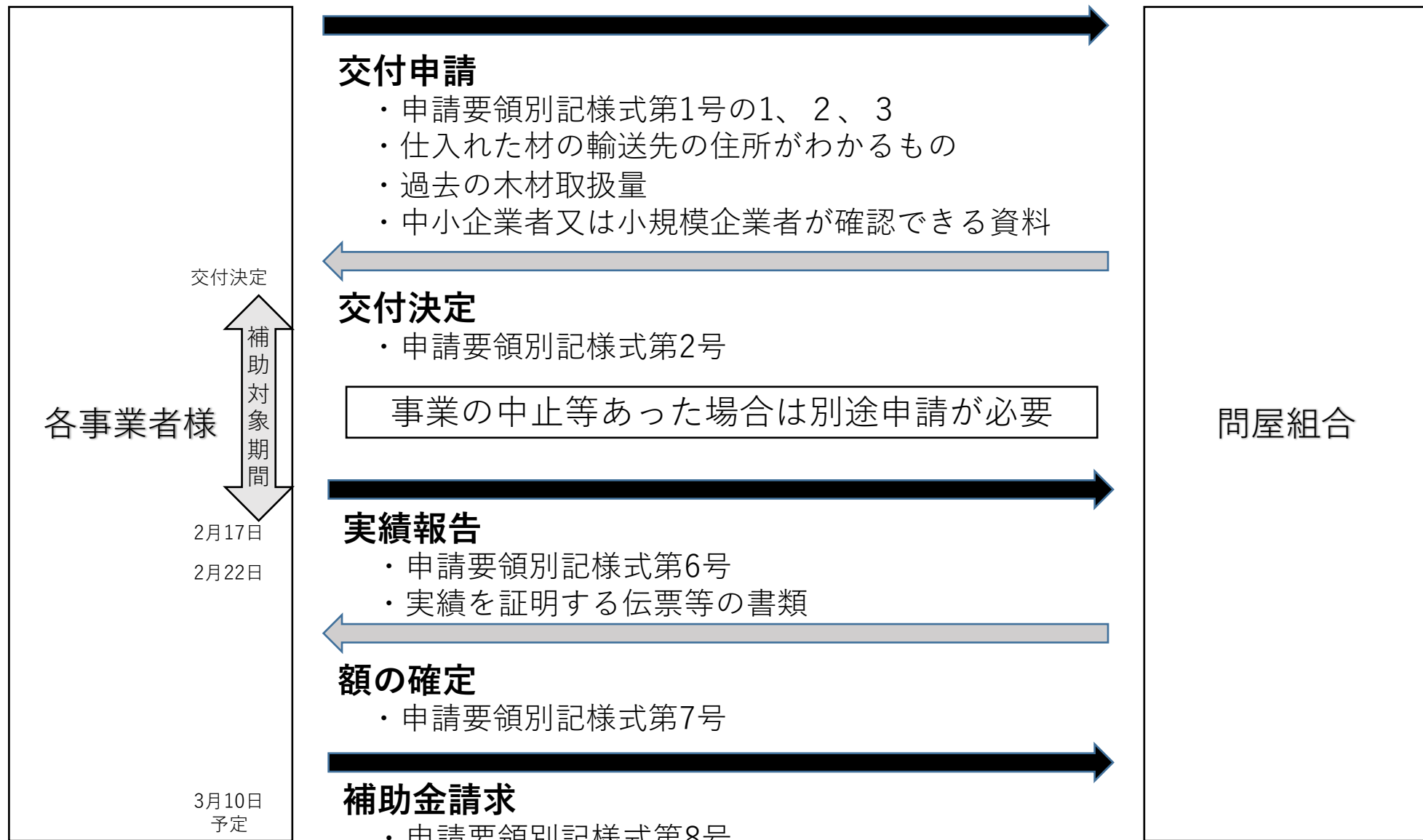
- ✓ 国産木材の供給力の強化等を目的として、国産木材の取扱量の増加分に対して補助します。
- ✓ 補助金の受付など事業の執行は「**東京木材問屋協同組合（以下「組合」）**」が実施します。



- ✓ 補助金を受けるには「**東京木材問屋協同組合国産木材流通促進緊急対策事業申請要領**」に基づき組合への書類提出等が必須、かつ、組合から交付決定や額の確定報告を受ける必要があります。
- ✓ 補助金額： 国産木材の取扱（多摩産材を除く）：**10,000円/m³**（都の予算の範囲内）
多摩産材の取扱：**20,000円/件**（都の予算の範囲内、10件/者）
- ✓ 申請期間： 令和4年11月17日（木）から12月16日（金）
- ✓ 補助対象：**交付決定後に発送され令和5年2月17日（金）までに納品**された木材（詳細は別途）
なお、実績報告期限は**令和5年2月22日（水）**までです。

【手続きの概要】 申請要領P7~14 (様式はP15~30)

11月17日以降

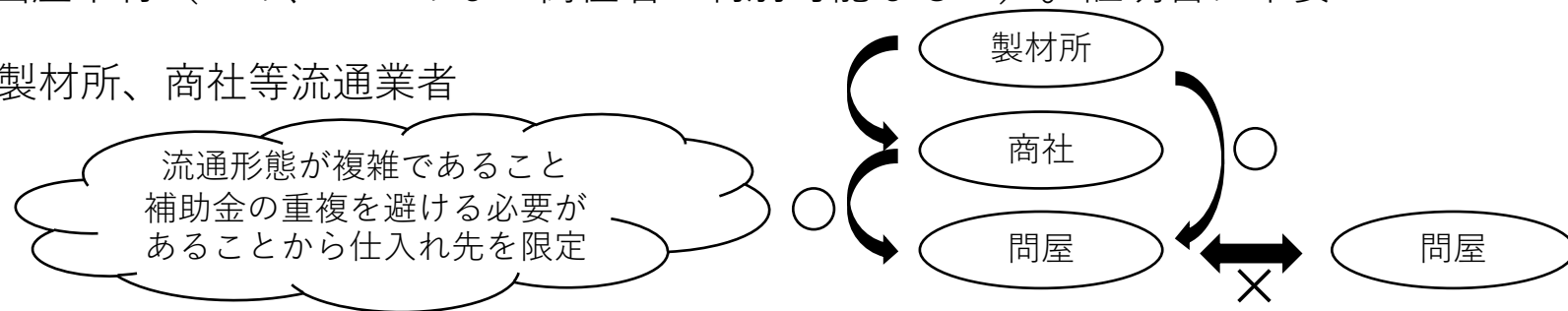


【対象者及び補助金の対象】 申請要領P3~4

- ✓ 対象者：東京都内に本・支店を有する木材問屋で中小企業基本法（昭和38年法律第154号）上の中小企業者又は小規模企業者

- ✓ 対象木材：国産木材（スギ、ヒノキなど樹種名で判別可能なもの）。証明書は不要

- ✓ 仕入先：製材所、商社等流通業者



- ✓ 輸送先：仕入れ先からの輸送先は東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県いずれかに所在する補助事業者所有の保管場所又は卸先（都内（近隣県含む）における流通拡大を想定）

※過去の取扱量も上記「仕入先」と「輸送先」と同条件で集計が必要となります。

- ✓ 対象材：事業実施主体から補助事業者への交付決定後に発送され、令和5年2月17日以前に納品された国産木材のうち、**過去の取扱量からの増加分**（次頁にて詳細）

- ✓ 対象単位：国産木材は取扱量（ m^3 ）、多摩産材は取扱件数（件＝トラック1台）

【取扱量増加分について】 申請要領P3～5

- ✓ 比較する過去の取扱期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日まで（令和2年度の365日間）
- ✓ 補助対象期間：交付決定の次の日から令和5年2月17日まで（交付決定11月19日の場合90日間）
- ✓ 取扱量増加分 = （交付決定日以降に発送され令和5年2月17日までに納品があった木材）

例：補助期間が90日間における取扱量

補助期間90日間における取扱量

過去の取扱量（90日間換算量）

補助対象の国産木材（取り扱い増加分）



過去の取扱量（90日換算）の算出方法

過去の1年間における取扱量

過去の取扱量（90日間換算量）



【主な必要書類①】

- ✓ 交付申請時：申請要領別記様式第1号の1～3、仕入れた材の輸送先の住所がわかるもの、過去の木材取扱量（下表（Excel）及び根拠となる納品書等）※下表は組合HPで公表中小企業者又は小規模企業者が確認できる資料

●太線枠内を記載↓							●全体頁数と当該頁番号を記載⇒	(/)	
	納品日	取扱品目	樹種	取扱量 (m ³)	取引相手	卸し先又は保管先	根拠書類の名称又は番号	事務局記載	
								可否	否の理由
例	2020/4/1	柱	スギ	0.56	日本製材所	自社千葉倉庫	納品書1-1	可	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
取扱量合計 (m ³)				0					

【主な必要書類②】

- ✓ 実績報告時：申請要領別記様式第6号

(下記①②の提出及び取りまとめ表 (Excel：申請時と同様の様式) に取りまとめ)

○ 国産木材の輸送

- ① 発送日、樹種、材積量が確認できる送り状等の伝票
- ② 納品日、取扱木材量及び取扱樹種、木材の仕入れ先、
仕入れた材の輸送先が確認できる納品書等の資料

○ 多摩産材の輸送

- ① 発送日、材積量が確認できる送り状等の伝票
多摩産材認証製材所が発行する証明書
- ② 送り状や荷受書など、納品日、輸送先及び輸送対象が多摩産材のみであることが
確認できる資料

(伝票の中に多摩産材と国産材が含まれている場合は対象外)